

# 第 37 期 決 算 公 告

2022年6月30日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
株式会社S M B C信託銀行  
代表取締役社長西崎龍司

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>			
現 金 預 け 金	1,327,516	預	3,404,102
現 金	3,005	当 座 預 金	485,077
預 け 金	1,324,510	普 通 預 金	1,572,844
コ 一 ル 口 一 イ ン	140,892	定 期 預 金	195,323
買 入 金 錢 債 権	1,757	そ の 他 の 預 金	1,150,856
有 働 価 証 券	98,853	外 国 為 替	1,186
国 地 社 方	5,000	売 渡 外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	45,861	未 払 外 国 為 替	1,185
貸 出 金	22,682	信 託 勘 定 借	122,173
手 形 貸 付	25,308	そ の 他 負 債	31,660
証 書 貸 付	2,036,747	未 決 済 為 替 借	262
当 座 貸 越	17,597	未 払 法 人 税 等	520
外 国 為 替	1,862,973	未 払 費 用	6,334
外 国 他 店 預 け 替	156,176	前 受 収 益	5
買 入 外 国 為 替	28,183	金 融 派 生 商 品	16,657
そ の 他 資 産	28,163	金 融 商品 等 受 入 担 保 金	3,865
未 決 済 為 替 貸	19	リ 一 ス 債 務	8
前 払 費 用	38,901	資 产 除 去 債 務	1,251
未 収 収 益	198	そ の 他 の 負 債	2,755
金 融 派 生 商 品	588	賞 与 引 当 金	1,729
金 融 商品 等 差 入 担 保 金	6,810	役 員 賞 与 引 当 金	99
そ の 他 の 資 産	14,277	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	792
有 形 固 定 資 産	11,559	支 払 承 諾	200
建 物	5,467	負 債 の 部 合 計	3,561,944
リ 一 ス 資 產	1,396	( 純 資 產 の 部 )	
建 設 仮 勘 定	786	資 本 金	87,550
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	7	資 本 剰 余 金	85,553
無 形 固 定 資 產	76	資 本 準 備 金	83,350
ソ フ ト ウ エ ア 用	524	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,203
前 払 年 金 費 用	5,134	利 益 剰 余 金	△ 43,712
延 稴 金 資 產	1,436	利 益 準 備 金	80
支 払 承 諾 見 返	10,217	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 43,792
貸 倒 引 当 金	200	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 43,792
	△ 4,049	株 主 資 本 合 計	129,390
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 305
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,842
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 4,148
		純 資 產 の 部 合 計	125,241
資 產 の 部 合 計	3,687,186	負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	3,687,186

## 損益計算書

2021年 4月 1日 から

2022年 3月 31日 まで

(単位：百万円)

科 目		金額
経常 収 益	益 酬 益	56,539
信託報酬		3,686
資金運用収益		25,177
貸出金 利息		18,763
有価証券 利息	金	956
コールローン 利息		△ 37
預け金 利息		2,741
金利スワップ 受入利息		2,735
その他の受入利息		17
役務取引等 収益		22,998
受入為替手数料		328
その他の役務収益		22,670
その他業務 収益		4,291
外国為替売買益		4,290
その他の業務収益		0
その他 経常 収益		385
償却債権取立て益		5
その他の経常 収益		379
経常 費用		51,883
資金調達費		1,880
預金 利息		1,680
コールマネーリー 利息		△ 1
借用金 利息		0
その他の支払利息		201
役務取引等 費用		5,741
支払為替手数料		253
その他の役務費用		5,488
その他業務費用		0
国債等債券売却費用		0
その他の業務費用		0
営業 経常 費用		43,738
その他の経常 費用		522
貸倒引当金繰入額		212
株式等償却費用		8
その他の経常費用		301
経常 利益		4,655
固定資産処分益		290
その他の特別利益		451
特 別 損失		741
固定資産処分損失		57
減損損失		24,496
その他の特別損失		2,083
税引前 当期純損失		26,636
人税、住民税及び事業税		△ 3,080
人税等調整額		△ 2,246
人税等合計		△ 5,327
当期純損失		15,912

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない組合出資金等については主に移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～20年

その他 3年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営

破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業部門等の第一次査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部が査定結果を審査したうえで、資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は350百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による  
定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に

備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 6. 収益の計上基準

### (1) 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引から生じる収益等を除く）は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約ごとに識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

### (2) 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益について、各項目における主な取引の内容及び履行義務の充足時期の判定は、以下の通りです。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用業務に係るサービスの対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点、又はサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

為替業務収益には、主に国内外の送金の手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点で認識されます。

投資信託関連業務収益には、主に投資信託の販売及び記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

生損保関連業務収益には、保険商品の販売に係る代理店手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

不動産関連業務収益には、主に不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料が含まれており、原則として対象不動産の売買契約締結時に認識されます。

## 7. ヘッジ会計の方法

### 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジについては、金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

## 8. 連結納税制度の適用

当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 1. 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金	4,049百万円
-------	----------

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、貸出金を含むすべての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定した上で、次のとおり計上しております。

- ・債務者区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失額を見込んで計上
- ・過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上

これらの方法による貸倒引当金の計上については、次のような見積りの不確実性が存在するため、経営者による高度な判断が求められます。

- ・債務者区分判定における将来予測情報を含む定性的要因の勘案
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく予想損失の見積り手法と対象となるポートフォリオの決定

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有形固定資産	1,396百万円
無形固定資産	5,134百万円
減損損失	24,496百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

減損の兆候がある固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、認識が必要となった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、固定資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値である使用価値を使用しております。

減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来のキャッシュ・フロー、成長率については、経営者の見積りや判断、市場成長率等に基づき決定しており、使用価値の算出に使用する割引率については、市場金利やその他の市場環境に基づき決定しておりますが、これらは金融経済環境等の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となつた場合、翌事業年度の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 退職給付費用及び退職給付債務

### (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

前払年金費用	1,436百万円
営業経費に含まれる退職給付費用	2,178百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

従業員の確定給付制度に係る退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、退職率、将来の昇給率などの様々な仮定に基づき計上しております。

割引率は日本国債の利回り、退職率や将来の昇給率などの指標については過去の実績や直近の見通しに基づき決定しております。これらの決定にあたっては、経営者の高度な判断が求められ、見直しが必要となつた場合、翌事業年度の退職給付費用、退職給付債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 繰延税金資産

### (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

繰延税金資産	10,217百万円
--------	-----------

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しております。

そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になつた場合や課税所得が見積りを下回ることとなつた場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報

### 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	69百万円
危険債権額	603
要管理債権額	—
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
小計額	673
正常債権額	2,066,606
合計額	2,067,280百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

ます。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、248,458百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引の担保として、貸出金18,823百万円及び有価証券5,000百万円、現金預け金10百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金1,987百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は190,699百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが172,415百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- |   |            |
|---|------------|
| 5. 有形固定資産の減価償却累計額   | 1,712百万円   |
| 6. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額                                      | 78百万円      |
| 7. 関係会社に対する金銭債権総額   | 352,319百万円 |
| 8. 関係会社に対する金銭債務総額   | 424,954百万円 |
| 9. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配當に制限を受けております。                                |            |
| 10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、<br>14.65%であります。 |            |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用収益	4,036 百万円
信託報酬	537 百万円
役務取引等収益	4 百万円
その他業務収益・その他経常収益	0 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達費用	201 百万円
役務取引等費用	4,138 百万円
営業経費	2,294 百万円
その他業務費用・その他経常費用	0 百万円

2. 「その他の特別利益」は、本社移転に伴う資産除去債務履行差額であります。
3. 「その他の特別損失」は、ネクストキャリア支援制度に伴う割増退職金等であります。
4. 当事業年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

地域	用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗	建物附属設備等	752
	共用資産		5
近畿圏	営業用店舗	建物附属設備等	339
	共用資産		0
その他	営業用店舗	建物附属設備等	259
	共用資産		0
-	-	ソフトウェア	23,138

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点をグルーピングの最小単位とし、本部・事務システム部門が入居する拠点に属する資産については、原則、全社の共用資産としておりましたが、管理会計の高度化が進んだことに伴い、当事業年度から、その枠組みを活用して各業務部門単独での使用が合理的に認められる共用資産を個人金融部門とホールセール部門の両部門に配賦し、営業拠点と合わせてグルーピングを行う方法を採用しております。

上記見直しにより、個人金融部門において、共用資産を含めた資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、24,399 百万円（建物附属設備等 1,261 百万円及びソフトウェア 23,138 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを 7 %で割り引いて算出しております。

遊休資産については、引き続き物件ごとにグルーピングの単位としており、回収可能価額は使用価値を零として減損損失額を算定しております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行では、銀行業務、信託業務、及び併営業務として不動産関連業務や証券代行業務等の金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務として、預金業務、貸付業務、内国外為替業務及び外国為替業務等を、信託業務として、金銭信託業務、投資信託業務、金銭信託以外の金銭の信託業務、有価証券の信託業務及び包括信託を始めとするその他の信託業務を行っております。また、不動産関連業務として、不動産仲介業務、不動産コンサルティング業務、不動産鑑定業務、不動産アセットマネジメント業務等を行っているほか、証券代行業務として株主名簿管理業務や株主総会関連の事務手続きや支援を行う体制を整えております。加えて、登録金融機関業務として、金融商品仲介業務、不動産信託受益権売買業務、投資信託の受益証券の募集及び私募の取扱い業務、有価証券管理業務を行っております。

当行では、これらの事業において、預け金、貸出金、債券等の金融資産を保有するほか、預金等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① 金融資産

当行が保有する主な金融資産は、主として国内外の金融機関に対する預け金、コールローン、貸出金及び有価証券であります。これらはそれぞれ預け先、貸出先及び発行体等の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

##### ② 金融負債

当行が負う金融負債は、主として預金であります。預金は、主として国内の個人預金及び法人預金であります。金融負債につきましても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

##### ③ デリバティブ取引

当行が取り扱っているデリバティブ取引には、金利、通貨に係るスワップ取引、通貨に係るオプション取引のほか、デリバティブが内包されている仕組預金や、これをヘッジする目的で保有するデリバティブ内包型の仕組債、他行預け金等があります。

当行では、貸出金、預け金及び私募債に関わる金利リスクをヘッジ対象とし、金利スワップ取引をヘッジ手段とする、ヘッジ会計を適用しております。これらの取引につきましては、

定期的にヘッジの有効性を評価しております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク管理に関する基本的事項を「統合的リスク管理基本方針」として制定しており、同基本方針に基づきリスク管理態勢を整備しております。取締役会はエグゼクティブ・コミッティによる統合的リスク管理体制の整備及び運用を監督し、エグゼクティブ・コミッティは統合的リスク管理の運営を行うサブ・コミッティとしてリスクマネジメント委員会を設置しております。また信用リスクに関する重要問題を協議・決定するための委員会として信用リスク委員会を、また当行の資産と負債の管理に係る方針を決定するためにALM委員会をそれぞれ設置しております。

#### ① 信用リスクの管理

当行は、信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント（信用事由）に起因して、資産（オフ・バランス資産含む。）の価値が減少ないし滅失し、銀行が損失を被るリスク」と定義しており、クレジットポリシー及び関連する管理諸規程に従い、貸出金等について、与信ポートフォリオ管理に関する体制を整備し、与信リスクの適正水準でのコントロールに努めております。

##### (ア) 信用リスクの管理体制

当行では、投融資企画室が与信ポートフォリオの管理、運営方針等の企画・立案、実効性の高い信用リスク管理体制の実現に努め、定期的にエグゼクティブ・コミッティ及び信用リスク委員会等に信用リスク管理の状況について報告する体制としております。審査部は個別与信案件の審査等を担当し、内部監査部では、債務者信用格付や自己査定結果の正確性、信用リスク管理状況の適切性等の監査を行っております。

##### (イ) 信用リスクの管理方法

個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、行内格付制度により、与信先あるいは与信案件毎の信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るために、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

###### ・自己資本の範囲内での適切なコントロール

信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として信用リスク資本極度を設定するとともに、必要な部門・部に対してリスク資本の上限を設定して、定期的にその遵守状況をモニタリングする体制としております。

###### ・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の取引相手先に過度の信用リスクが集中しないよう、貸出時に個々の与信先に対して一定の残高基準を設定し、貸出実行後、定期的にモニタリングする体制としております。

- ・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権につきましては、信用リスク委員会等において定期的なレビューを実施すること等により、対応方針や、アクションプランを明確化した上で、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

## ② 市場リスク・流動性リスクの管理

当行は、市場リスクを「金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク」と定義しており、当該変動により生じるポジション・損失額について限度枠を設定して管理することとしております。また流動性リスクを「運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を來したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたりするリスク」と定義しており、資金ギャップ枠等を定めることにより管理することとしております。当行は、市場リスク及び流動性リスクを当行の業務計画の実施に必要な範囲で許容するが、マーケットの変動による収益をあげることを目標としないこと、また市場リスク及び流動性リスクを許容するに当たっては限度枠を設定し管理することを基本方針としております。

### (ア) 市場リスク・流動性リスクの管理体制

当行では、市場取引を行う業務部門から独立したリスク統括部が、市場リスク・流動性リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的に取締役会、エグゼクティブ・コミッティ等に報告を行っております。

### (イ) 市場リスク・流動性リスクの管理方法

- ・市場リスクの管理

市場リスクにつきましては、ポジション枠及び損失ガイドラインを設定し、また流動性リスクにつきましては、資金ギャップ枠を設定し、定量的な管理を行っております。また市場リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の市場リスク資本の限度枠として市場リスク資本極度を設定するとともに、必要な部門・部に対して上限枠を設定して、定期的にその遵守状況をモニタリングする体制としております。

- ・市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、貸出金、有価証券、預金及びデリバティブ取引のうちの金利スワップ取引となっております。当行では、これらの金融資産及び金融負債について、BPV（金利が1ベーシス・ポイント（0.01%）変化したときの時価評価変動額）を金利変動リスクの管理にあたっての定量的指標として利用しております。BPVは、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利毎日に応じて残高を分解した上で、金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し

て算定しております。2022年3月31日現在のポートフォリオ全体でのBPVは68百万円であります。なお、当該金額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関は考慮しておりません。また1ベーシス・ポイント(0.01%)を超える金利変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ・流動性リスクの管理

当行では、「資金ギャップ枠の管理」、「ストレステスト」、「コンティンジェンシー・プランの策定」等の枠組みで流動性リスクを管理しております。

資金ギャップとは運用期間と調達期間のミスマッチから発生する、今後必要となる資金調達額であり、ギャップの管理を行うことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避することを目的としており、リスク統括部が流動性リスクに係る管理部署としてモニタリングを行い、定期的にエグゼクティブ・コミッティ及びALM委員会等に報告を行っております。また、業務計画の策定・運営等に際しては、市場環境の悪化、邦銀の信用力低下、システムトラブル、風評リスクの高まり、その他当行内外の諸要因による預金の大量流出を想定したストレステストを実施して、流動性リスク顕在化時の資金繰りへの影響を分析しております。加えて、コンティンジェンシー・プランとして、緊急時のアクションプランを取り纏めております。以上のモニタリングによる管理のほか、流動性補完体制として、親会社である株式会社三井住友銀行からの資金調達枠を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位がもっとも低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*1)	47,421	43,632	-	91,053
資産計	47,421	43,632	-	91,053
デリバティブ取引(*2)				
金利関連取引(*3)	-	(5,116)	-	(5,116)
通貨関連取引	-	2,736	(*4) 0	2,736
デリバティブ取引計	-	(2,380)	0	(2,380)

(\*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という）第26項に従い経過措置を適用した投資信託は、上表には含めておりません。なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は、金融資産2,946百万円となります。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、( )で表示しております。

(\*3) ヘッジ会計を適用している取引となります。当該取引は、ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(\*4) 当行ではレベル3に分類されるデリバティブを有しておりますが、他の金融機関とカバー取引を行っている為、純額では0円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

コールローン、外国為替、信託勘定借は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				貸借 対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金預け金(*)	1,135,216	187,200	-	1,322,416	1,327,504	△ 5,087
買入金銭債権(*)	-	-	1,756	1,756	1,756	-
有価証券						
満期保有目的の債券	3,433	-	-	3,433	3,441	△ 7
貸出金	-	-	-	-	2,036,747	
貸倒引当金(*)	-	-	-	-	△ 4,020	
	-	-	2,032,381	2,032,381	2,032,727	△ 345
資産計	1,138,649	187,200	2,034,137	3,359,987	3,365,428	△ 5,441
預金	-	3,404,033	-	3,404,033	3,404,102	△ 68
負債計	-	3,404,033	-	3,404,033	3,404,102	△ 68

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金及び買入金銭債権に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 資産

#### 現金預け金

満期のない現金預け金については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。また、満期のある預け金については、期間に基づく市場金利で割り引いた現在価値を算定するなどしております。

現金及び日本銀行への預け金はレベル1に、その他の預け金は主にレベル2に分類しております。

一部の預け金につきましては、デリバティブを内包する仕組預け金となっており、一体経理するものにつきましては当該預け金の取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しており、レベル2に分類しております。

#### 買入金銭債権

「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

## 有価証券

原則として、市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債及び地方債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

但し、市場価格のない私募債等につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としており、レベル2に分類しております。

## 貸出金

変動金利による貸出金につきましては、原則として時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。固定金利による貸出金は、原則として将来キャッシュ・フローの見積額に対して、同様の新規貸出に適用されるレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、ヘッジ手段である金利スワップと一緒にとして処理しており、その時価は変動金利による貸出金の時価算定方法に準じて算定しております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金につきましては、当該取引の特性により、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金については、期間に基づく市場金利等で割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の預金につきましては、デリバティブを内包する仕組預金となっており、一体経理するものにつきましては当該預金のカバー取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引につきましては、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、為替スワップ、通貨オプション等）であり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としており、取引相手の信用リスク等を調整しております。観察可能インプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2しております。また重要な観察できないインプットを用いている場合は、レベル3しております。

(注 2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
デリバティブ取引 通貨関連	オプション評価モデル	為替ボラティリティ	11.55% - 40.70%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で 0 円となることから、注記を省略しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は、時価算定統括部署にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿つて時価を算定しております。算定された時価は、独立した検証部署にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。なお、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価評価に使用するインプットを用いて、当行にて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

ボラティリティ

ボラティリティは、インプットや市場価格が、一定期間が経過した後にどの程度変化すると予想されるかを示す指標です。ボラティリティは、過去の実績値または第三者から提供された情報、並びにその他の分析手法に基づいて推計されており、主に、金利や外国為替相場等の水準の潜在的な変動を参照しているデリバティブの評価に用いられています。一般的に、ボラティリティの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

(注 3) 組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 5 項及び「時価算定適用指針」第 27 項に定める経過措置に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
組合出資金等	1,411

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	1,183,930	53,144	86,699	736	-
コールローン	140,892	-	-	-	-
買入金銭債権	1,757	-	-	-	-
有価証券	8,694	6,235	10,619	51,551	17,794
満期保有目的の債券	-	-	3,448	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	8,694	6,235	7,171	51,551	17,794
貸出金 (*)	635,997	324,279	285,092	405,798	227,320
外国為替	28,183	-	-	-	-
合計	1,999,455	383,658	382,411	458,086	245,114

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの 673 百万円、期間の定めのないもの 155,846 百万円は含めておりません。

(注 5) 預金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金 (*)	3,362,266	22,547	9,236	10,050	-
外国為替	1,186	-	-	-	-
信託勘定借	122,173	-	-	-	-
合計	3,485,626	22,547	9,236	10,050	-

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2022 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	地方債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	地方債	3,441	3,433	△ 7
	小計	3,441	3,433	△ 7
合計		3,441	3,433	△ 7

2. その他有価証券（2022年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	債券	7,645	7,600	45
	国債	-	-	-
	地方債	2,600	2,600	0
	社債	5,044	5,000	44
	その他	16,979	16,655	323
	外国債券	16,979	16,655	323
	その他	-	-	-
	小計	24,624	24,255	369
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券	62,458	63,150	△ 692
	国債	5,000	5,000	△ 0
	地方債	39,819	40,355	△ 535
	社債	17,638	17,794	△ 156
	その他	6,917	7,005	△ 87
	外国債券	3,970	4,005	△ 34
	その他	2,946	3,000	△ 53
	小計	69,376	70,156	△ 780
合計		94,000	94,411	△ 411

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）	5,681 百万円
減損損失	8,099
貸倒引当金	1,239
繰延ヘッジ損益	1,273
連結納税に伴う時価評価益	106
その他	2,336
繰延税金資産小計	18,738
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 5,681
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 2,078
評価性引当額小計	△ 7,759
繰延税金資産合計	10,978
繰延税金負債	
前払年金資産	△ 439
その他	△ 321
繰延税金負債合計	△ 761
繰延税金資産の純額	10,217 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	-	-	1,540	4,140	5,681
評価性引当額	-	-	-	-	△1,540	△4,140	△5,681
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(\*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	56,539
うち信託報酬	3,686
うち役務取引等収益	22,998
為替業務	328
投資信託関連業務	7,616
生損保関連業務	1,773
不動産関連業務	11,999
その他(注)	1,280

(注) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	29,004円58銭
1株当たりの当期純損失金額	3,685円11銭

**信託財産残高表**  
( 2022年3月31日現在 )

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	53	金 錢 信 託	145, 834
有 働 証 券	554, 783	投 資 信 託	1, 667, 752
信 託 受 益 権	2, 001, 807	金銭信託以外の金銭の信託	321, 995
受 託 有 働 証 券	981, 253	有 働 証 券 の 信 託	983, 432
金 錢 債 権	6, 131, 824	金 錢 債 権 の 信 託	6, 109, 364
有 形 固 定 資 産	1, 667, 918	包 括 信 託	2, 347, 185
無 形 固 定 資 産	1, 999	そ の 他 の 信 託	180
そ の 他 債 権	43, 055		
銀 行 勘 定 貸	122, 173		
現 金 預 け 金	70, 876		
合 計	11, 575, 745	合 計	11, 575, 745

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 91, 092 百万円

3. 元本補填契約のある信託については、取扱残高はありません。

<参考>

上記 (注) 2. 共同信託他社管理財産には、当行と三井住友信託銀行が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。） 91, 092 百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	53	金 錢 信 託	236, 926
有 働 証 券	554, 783	投 資 信 託	1, 667, 752
信 託 受 益 権	2, 093, 944	金銭信託以外の金銭の信託	321, 995
受 託 有 働 証 券	981, 253	有 働 証 券 の 信 託	983, 432
金 錢 債 権	6, 131, 824	金 錢 債 権 の 信 託	6, 109, 364
有 形 固 定 資 産	1, 667, 918	包 括 信 託	2, 347, 185
無 形 固 定 資 産	1, 999	そ の 他 の 信 託	180
そ の 他 債 権	43, 055		
銀 行 勘 定 貸	122, 173		
現 金 預 け 金	70, 876		
そ の 他	△ 1, 045		
合 計	11, 666, 837	合 計	11, 666, 837